

埼玉県教育委員会

教育長 島村 和男様

2008年2月18日

埼玉県教職員組合

中央執行委員長 浅井 勉

埼玉県高等学校教職員組合

中央執行委員長代理 竹下 里志

学校教育法改定にともなう新たな「職」の 設置に関する第3次要求書

全国人事委員会連合会は、2月1日に都道府県人事委員会に対して学校教育法改定によって置くことができるとされた主幹教諭等新たな「職」に対応する「特2級」新設の「参考モデル給料表」を提示しました。

埼教連は、学校教育法改定にともなう新たな「職」の設置に関して、昨年10月17日と10月29日の2回にわたり交渉を行い、子どもの成長・発達を保障していくためには、直接子どもの教育にあたっている教職員が子どもの実態を反映させた論議を深めることが不可欠である。そのため、同じ立場で同じ目線で子どもとかかわる教職員が多角的な見方をしてお互いに見えない部分を補い合って教育活動を行うことが実践的に必要とされていること。学校運営及び組織は、こうした学校教育の特性を踏まえ、学校全体の教育力を高めることを目的として行われるものであることを学校現場の実情を踏まえ主張してきました。

学校現場では、これまで以上に子どもの成長・発達を保障していくために子どもの教育に直接あたる教職員のチームワークとそれを支える定数増などの条件整備が重要となっています。県教委は、交渉において「教職員の自発性や創造性が発揮された教育活動が展開され、教育効果を高めることができるよう図ることが大切である」と回答しましたが、そのためには、管理的重層構造化による上意下達の組織ではなく、子どもの実態に基づいた教職員の合意づくりと子ども参加と保護者・父母、地域との共同による学校づくりが求められています。学校教育法が改定されてもこの点は、学校の教育力を高めていくために変わらず求められているものです。ましてや、新たな「職」に対して新しい給料表を設置し賃金格差をつければ、現在の埼玉における「主幹」制度の性格も一変し、ますます教職員の自発的主体的な協力関係が損なわれる危険性が大きくなります。そのため、新しい給料

表を設置した「職」を置くことには、高等学校教育振興協議会以来の論議からも飛躍したもので到底受け入れることはできません。そもそも、「子どもと接する時間」を増やすというのであれば、管理的な「職」を増やすのではなく、教員定数増をはじめとする教育条件整備こそ急務です。

全人連は、注意点として「当該給料表はあくまで『参考モデル給料表』であり、その活用や運用の詳細については、各団体において判断するものである。」としています。そのため、これまでの経過を踏まえ、学校組織が教育的な効果を高められることをめざして慎重な検討が必要です。そこで下記のことについて要求します。

記

1. 教職員の自発的主体的な協力関係を壊す、新しい給料表を適用した新たな「職」の設置を前提とした検討を行わないこと。